5　前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称

二　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由

三　第二項第三号に掲げる事項に係る変更額

四　前号の変更額の算定根拠

6　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。

7　みなし発電事業者（当該みなし発電事業者たる法人が改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給を行う場合に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限る。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間　電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

8　みなし発電事業者（前項に規定するみなし発電事業者以外のみなし発電事業者に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該みなし発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者が改正法附則第十八条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により届出供給約款の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間　当該みなし小売電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（当該みなし発電事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

○経済産業省令第五十一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条第一項及び同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第三項並びに電気事業法第十八条第一項及び第四項の規定に基づき、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令

大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称

二　第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由

三　第二項第三号に掲げる事項に係る変更額

四　前号の変更額の算定根拠

6　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。

7　みなし発電事業者（当該みなし発電事業者たる法人が改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給を行う場合に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限る。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間　電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

8　みなし発電事業者（前項に規定するみなし発電事業者以外のみなし発電事業者に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一　当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該みなし発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者が改正法附則第十八条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により届出供給約款の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間　当該みなし小売電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（当該みなし発電事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二　前号の変更する日の属する月の翌月から十年間　十年間均等償却するものとして算定した額

○経済産業省令第五十一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条第一項及び同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第三項並びに電気事業法第十八条第一項及び第四項の規定に基づき、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部を改正する省令

題名中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第一条中「一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）」を「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）」に改める。

第二条第一項中「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「の算定根拠となる原価を、託送算定規則に基づき送電・高圧配電関連費として整理された総送電費その他託送に係る費用を基に、事業者が維持し、及び運用する振替供給に関する設備（複数の事業者が共同で所有し、又は当該設備に係る費用を共同で負担している会社間連系設備（以下「特殊設備」という。）を除く。）の利用に係る費用を抽出し、当該費用に給電指令その他振替供給の調整に要する費用を加算して」を「を、その算定根拠となる原価を用いて、合理的な方法により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の原価は、託送算定規則に基づき送配電関連費として整理された総送電費その他託送に係る費用を基に、事業者が維持し、及び運用する振替供給に関する設備（複数の事業者又は事業者と送電事業者とが共同で所有し、又は当該設備に係る費用を共同で負担している会社間連系設備（以下「特殊設備」という。）を除く。）の利用に係る費用を抽出し、当該費用に給電指令その他振替供給の調整に要する費用を加算して算定しなければならない。

第二条第三項中「事業者間精算単価は、第一項により算定される原価を用いて、合理的な方法により算定するものとする。ただし」を「第一項の場合において」に、「場合にあっては、前段」を「ときは、当該特殊設備の利用に係る料金の一キロワット時当たりの単価（以下「特殊設備利用単価」という。）を合理的な方法により算定し、同項」に改める。

第三条第一項中「第六条第一項及び一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第五条第一項」を「第七条第一項」に、同条第二項中「及び一般電気事業供給約款料金算定規則第三条第一項」を削り、「一般電気事業（法第二条第二項に規定する一般電気事業を除く。）、特定電気事業若しくは特定規模電気事業の用に供せられる電気又は法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気（以下「自社区域内需要電力」という。）について」を「需要に応じて」に改める。

第四条第一項中「の自社区域内需要電力について」を「自らの供給区域内の需要に応じて」に改める。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　想定振替電力量

附則第二条を次のように改める。

（経過措置）

第二条　みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいい、沖縄電力株式会社を除く。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、第三条の事業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「託送算定規則第七条第一項」とあるのは「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。次項において「供給約款料金算定規則」という。）第五条第一項」と、同条第二項中「託送算定規則第四条第一項」とあるのは「供給約款料金算定規則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。